

## 中国農村地域における「隠された子ども」の生活実態

李 東 輝

(奈良女子大学大学院)

原稿受付平成13年8月1日；原稿受理平成14年9月6日

The Situation of "the Illegitimate Children"'s Living Environment  
in Countryside in China

Dong Hui Li

*Graduate School of Human Culture, Nara Women's University, Nara 630-8506*

China has carried out "one-child policy" since 1979. While controlling successfully the increasing population, the policy has brought about some social problems. One of them is the emergence of "illegitimate children" whose birth is not officially registered by the parents trying to evade punishment in disobedience to the policy. Those children have no permanent residence or citizenship. Though they are recognized to be a source of serious problems, no known researches have been extensively carried out to this date. On the basis of an investigation from March to August 2000, the author obtained some clarification of the issue of the illegitimate children in terms of their status quo related to education and citizenship. This paper deals with six reasons why parents chose to give birth to children illegitimately: 1) Their strong desire to have a male child, 2) their wish to be supported by son in the old age, 3) a society gripped by a traditional concept of son being the heir, 4) regional differences in the mode and time of enforcing the state policy, 5) the stronger say of the husband in the matter of childbirth, and 6) the tight network of kinship giving support for child rearing.

(Received August 1, 2001; Accepted in revised form September 6, 2002)

**Keywords:** one-child policy 「一人っ子政策」, the illegitimate children 「隠された子ども」, a male-dominated consciousness (family patriarchal consciousness) 家父長意識, a strong will to have a boy 男児願望, the network of kinship 親族ネットワーク.

## 1. 研究の目的

1979年に中国政府が人口増加を抑制するために実施した「一人っ子政策」\*1は人口の抑制に一定の効果をもたらす一方で、様々な社会問題を生み出した。中でも難題の一つとされているのは「計画外出産」\*2という問題である。「計画外出産」とは、中国の「計画

出産政策」\*3と当該地域の政策に違反して出産することである。生まれた子どもは「計画外出産の子ども」（「超生的孩子」と呼ばれる。図1に示すように「計画外出産の子ども」は、両親に育てられている子ども（A）と養父母に育てられている子ども（B）に大別できる。そのうち産みの親が罰金を払って戸籍に登録され育てられている子ども（Aの①）はほとんど普通の子どもとして生活していて、それほど問題がみられないが、「隠された子ども」の生活には教育、差別されたなどの問題が存在している。

「隠された子ども」とは、図1に示しているように、

\*1 「一人っ子政策」の骨子は「一組の夫婦には子ども1人だけ」である。実際問題として、一組の夫婦が子どもを1人、又は2人もつことに対して指導機関が許可を与えるということである。人口1,000万以下の少数民族は3人まで子どもを産むことを認め、具体的な規定に関しては、各自治区と各省が実際の状況によって決める（《关于計画生育工作情况的匯報》，1984年4月3日）。

\*2 「計画外出産」は「計画外生育」、あるいは「超生」と呼ばれる。

\*3 中国の「計画出産政策」の主な目的は「人口数量を抑え、人口素質を高める」ことで、出産政策、出産コントロール政策、奨励と処罰という3つの内容を含む。

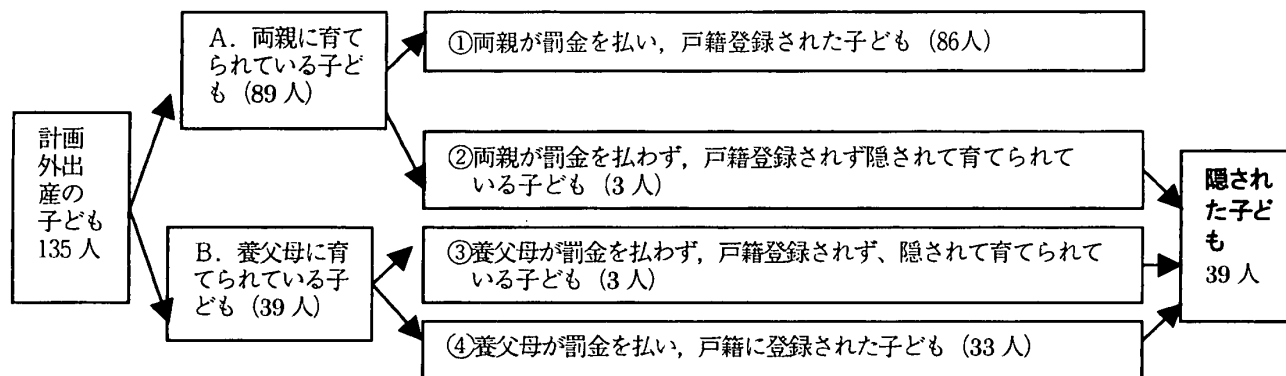


図1. 「計画外出産の子ども」と「隠された子ども」

産みの親がその処罰を免れるために、子どもが産まれた直後、罰金を払わず、戸籍に登録せず「隠されて」育てられた(図1の②③④)多数の子どものものである。その中には養育の親が受け取ってから何年も経って罰金を払い、戸籍に登録された子ども④と今日までも戸籍に登録されないままの子ども②③がいる。

「隠された子ども」の問題は、近年社会問題の一つとして注目されているが、中国における人口問題に関する研究には、「隠された子ども」を主要な対象として扱った研究はほとんどみられない。「隠された子ども」の生活実態は未だにいかなる調査によっても明らかにされてこなかった。今日「隠された子ども」の最年長者はすでに20歳以上になった。このような子どもの生活にはどのような問題があるのか、このような問題が発生する要因は何であろうか。

本研究の目的は次の2つである。1つめは、調査地域の「隠された子ども」の生活実態を明らかにすること、2つめは、「隠された子ども」が生じた要因を探ることである。

そこで、本研究では中国東北部における遼寧省にある2つの村に生活している「隠された子ども」の生活実態調査を行った。今回の調査は「隠された子ども」が全国的に発生した要因とその生活実態を明らかにする最初の一步となるだろう。

また、中国における人口問題を解決するために、「隠された子ども」の生活実態及び発生要因を明らかにすることは、効果的な政策を制定するために不可欠である。

## 2. 先行研究と調査の概要

### (1) 先行研究の概要

中国の人口問題については、経済問題、環境問題、

一人っ子教育問題の視点から研究が進められてきた。例えば、「計画外出産」現象は圧倒的に貧困な農村地域に生じていることが梁らの研究によって明らかにされた<sup>1)</sup>。中国における「多産」\*<sup>4</sup>現象についての研究では、「多産」に関する経済的な要因として、主に1) 農村生産方式、2) 社会保障制度<sup>2)</sup>、3) 衛生医療水準、4) 都市化レベル、などが挙げられる。文化的な要因としては、1) 伝統的文化<sup>3)</sup>、2) 低い教育レベル、などが指摘されている<sup>4)</sup>。

また、朱らによって1981年11月に行われた陝西省の「計画外出産」実態に関する調査によれば、農村地域では「労働力の不足」と「跡継ぎの確保」という理由で「一人っ子政策」に違反して出産した人が多いことが明らかにされている<sup>5)</sup>。

若林の研究では、近年重視されるようになった「黒孩子」(ヘイハイズ)\*<sup>5)</sup>は、「一切の公的な支援から除外され、教育や就職時に著しい不利益を被る」<sup>6)</sup>ことが推測されている。しかし、その実態に関する具体的な調査はいまだ行われていない。1979年から生まれた数多くの「隠された子ども」の生活実態と発生要因は依然として明らかにされていない。

\*<sup>4</sup> 現在中国では「多産」とは、3人以上の子どもを産むことである。これは中国の「計画出産政策」が実施される流れの中で、70年代から現れ、80年代初めに明確化された概念である<sup>1)</sup>。

\*<sup>5</sup> 1988年6月30日の『人民日報』には「近年、戸籍のないヤミの子ども(黒孩子)が100万いる」と報じられている。この記事が初めて戸籍のない子どもを「黒孩子」と呼んだ。本文は実態の調査の上で「黒孩子」に関して次のように定義した。「黒孩子」とは、両親が罰金を払わず、戸籍に登録せず、隠されて育てられている子どものことである(図1の②と③)。

## 中国農村地域における「隠された子ども」の生活実態

表1. 調査対象者の属性 (2000年8月現在)

特性	年齢	学歴	家族構成と人数	職業
A1 「隠された子ども」の育ての母親	53歳	小学校卒	夫婦、息子2人と養女(5人)	農民
A2 同上	46歳	小学校4年中退	夫婦、息子1人と養女(5人)	農民
A3 同上	67歳	非識字者	夫婦(2人)	農民
B1 「隠された子ども」の産みの母親	45歳	小学校5年中退	夫婦、次女と長男(4人)	農民
B2 同上	40歳	中学校卒	夫婦、長女と3女(4人)	農民
B3 同上	45歳	小学校4年中退	夫婦、長女と次女と長男(5人)	農民
C1 計画外出産の母親	48歳	小学校3年中退	夫婦、長女と次女と長男(5人)	農民
C2 計画内出産の母親	40歳	小学校5年中退	夫婦、長女と長男(4人)	農民
C3 女兒を3人産んだため離婚された	49歳	非識字者	夫婦、夫の息子と自分の3女(4人)	農民
C4 計画内出産の母親	37歳	中学校卒	舅姑、夫婦、長女と次女(6人)	農民

注：非識字者とは、小学校に行っていない人、すなわち読み書きができない人のことである。

## (2) 調査概要

## 1) 調査地の概要

今回の調査対象地域は中国遼寧省におけるM村とN村である。調査地域においては1998年の出生率は1.12%、死亡率は0.51%で、自然増加率は0.61%になり、全国的にも高いレベルにある<sup>7)</sup>。M村とN村の経済の発展状況は遅れ、全国の貧困農村状況と共通するところが多い。

N村は9組<sup>6)</sup>からなり、全員漢民族である。2000年8月現在村の人口動態は325世帯、人口は1,034人で、家族規模は3.18人で、高齢者比率は14%に達し、耕地面積は約1,400ムー(1ムー=6.667アール)、1人当たり約1ムーである<sup>7)</sup>。

M村の自然環境はN村とほぼ同様で、10組からなり、総人口は2,512人、630世帯で、家族規模は3.98人で、高齢者比率は7%に達し、全て漢民族である。1人当たりの耕作面積は約1.2ムーであり、2つの村のほとんどは第一次産業に従事している。1999年現在の村民の平均年収は両村とも1,000~1,500元である<sup>8)</sup>。全省の1998年の統計では、都市住民の平均年収は4,617.24元、農村住民の平均年収は2,579.8元となっているから、この2つの村は、中国内で極めて貧しい地域であると言える。

<sup>6)</sup> 中国では一番基礎の行政単位、日本の町と同じである。

<sup>7)</sup> 中国では土地の所有者は国家である。農村部では農民の生活を維持するために、当地域が所有している耕作面積によって、1人ずつ平均的に耕作面積が配分される。

<sup>8)</sup> 村の統計資料による。

## 2) 調査対象の属性と調査内容

本研究では、主に10人の既婚女性を対象として、1人約2時間のインタビュー調査を行った<sup>9)</sup>。その内訳は、「隠された子ども」の育て親3人(A1, A2, A3)、「隠された子ども」の産みの親3人(B1, B2, B3)、その他の既婚女性4人(C1, C2, C3, C4)である。

調査内容は、全ての調査協力者に対して、子どもに関する意識、子どもの数に関する意思決定、自分の老後に関する意識を尋ね、また、養育親には「隠された子ども」を受け取った契機、産み親には「子どもを養子(女)に出す意識」を尋ねた。

さらに、N村とM村の村長、会計、婦女主任(表6の注参照)および小学校の先生2人、計8人に聞き取りを行い、M村とN村の「隠された子ども」の状況を把握した。こうした調査によって「隠された子ども」の生活実態を明らかにしたうえで、インタビューで得た資料をもとにして「隠された子ども」の発生要因を分析した。対象者の属性は表1に示した。

## 3) 調査期間

調査期間は2000年3月(29日~31日)と8月(9日~18日)である。

## 3. 結果と考察

表2に示したように、2000年8月現在この2つの村に生活していて、「計画外出産」と認められている

<sup>9)</sup> 調査方法は、半構造面接調査である。10人の調査対象の中で、録音できるのは4人である。その他の人についての調査は、録音を断られたため、聞き取りしながらメモした。その後、回想して補充した。

表2. 「計画外出産の子ども」と「隠された子ども」の数と性別 (2000年8月現在, 単位: 人)

村名	「計画外出産の子ども」の 人数と性別	「隠された子 ども」の人数 と性別	図1のAに 対応するタイプ		図1のBに 対応するタイプ	
			①	②	③	④
N村	43 (21+22) 男: 12 (9+3) 女: 31 (12+19)	22 男: 3 女: 19	21 男: 9 女: 12	0	2 男: 0 女: 2	20 男: 3 女: 17
M村	92 (75+17) 男: 44 (41+3) 女: 48 (34+14)	17 男: 3 女: 14	75 男: 41 女: 34	3 男: 1 女: 2	1 男: 0 女: 1	13 男: 2 女: 11
合計	135 男: 56 (50+6) 女: 79 (46+33)	39 男: 6 女: 33	96 男: 50 女: 46	3 男: 1 女: 2	3 男: 0 女: 3	33 男: 5 女: 28

注: ① 村からの統計による (男=男児, 女=女児). ② 「計画外出産の子ども」の数=両親に育てられている子ども+養育父母に育てられている子ども (出生地がこの2つの村であることが確認できる子どもは115人, 別の村から預けられた子どもは20人). ③ 表の中の強調数字は「隠された子ども」の数字である.

表3. 「隠された子ども」の出身地・性別・人数 (2000年8月現在, 単位: 人)

村名	N村			M村			合 計
	N村	M村	別の村	M村	N村	他の村	
人数	4	3	15	11	1	5	39
人数と性別	22 (男児: 3, 女児: 19)			17 (男児: 3, 女児: 14)			男児: 6, 女児: 33

注: ① 筆者の調査に基づいて作成. ② N村とM村の総世帯数は955世帯.

子どもの総数は135人 (表2参照), そのうち男児は56人, 女児は79人である. また, 図1に対応すると, 両親に養育されている子ども (A) は102人, 養父母に育てられている子ども (B) は36人, である. 表2に表示した「計画外出産した子ども」135名のうち「隠された子ども」(②③④) は39名である.

表3に示しているように39名の「隠された子ども」の居住地は, N村22人, M村17人である. そのうち男児は6人, 女児は33人である.

「隠された子ども」の出身地は表3に示すように, N村の22人のうち, 4人は村内の人から, 3人はM村から, 他の15人は別の村から預けられた. M村の17人のうち, 村内の人から預けられたのは11人, N村からが1人, 他の村からが5人である.

また, 「隠された子ども」を育てているのは, 表4に示すように, ① 両親 (39名中3名, 7.7%), ② 親族の家 (39名中28名, 72%), ③ 不妊夫婦など非親族の家 (39名中8名, 20.5%), の三種類がある.

さらに, 表4に示したタイプ②, すなわち「隠された子ども」が預けられている親族の家庭の状況をみると, 表5に示したように① 男児しかいない家族,

② 女児しかいない家族, ③ 産みの母親の実家, など3つに分類される.

そのうち①の男児しかいない親族の家に預けて育てている家族が多い. そのような家族に預けられる子どもは20人が全員女児である. ②のタイプでは, 産みの親は女児がほしかったが, 「一人っ子政策」に違反して生まれた子どもが再び男児だったので, 男児のいない親族の家に養子に行かせている. このようなケースは「隠された子ども」の中で多くなく, N村に1人, M村には3人と少数である. ③のタイプ, すなわち, 産みの母親の実家に預けられる子どもは, 2つの村で合計4人いる. このうち, 後に生家に男児が生まれた場合, 何年か後に両親のもとに帰ることになっている子どもは2人, その後も祖父母のもとにとどまる予定の子どもは2人である.

#### (1) 「隠された子ども」の生活実態

「隠された子ども」のうち非親族の家へ養子に行かせる「隠された子ども」(表4に示した③) は生活がほとんど普通の子どもと同様である. しかし, 両親に養育されている「隠された子ども」(H8, H9, H10) と親族に養育されている「隠された子ども」の生活に

## 中国農村地域における「隠された子ども」の生活実態

表4. 「隠された子ども」の行先 (2000年8月現在, 単位: 人)

タイプ	① 両親が育てる (隠した家族)	② 親戚の家に預ける	③ 親戚以外の家族に養子にいかせる		合計
			不妊夫婦	結婚できない男性の家	
数と性別	3 (7.7%) 女兒: 2 男児: 1	28 (72%) 女兒: 24 男児: 4	7 (17.9%) 女兒: 6 男児: 1	1 (2.6%) 女兒: 1 男児: 0	39 (100%) 女兒: 33 男児: 6

注: ① 筆者の調査に基づき作成。② 「隠した家族」とは、もともとは調査地域に生活し、男の子を産むために、家族の戸籍を戸籍所在地から抜いてもらった。家族5人は全部「黒戸」(戸籍がない)である。

表5. 「隠された子ども」を引き取った親族と子どもの状況 (単位: 人)

	養育家族の状況			合計
	① 男児しかいない	② 女児しかいない	③ 産みの母親の実家	
N村	7 (女児)	1 (男児)	4 (女児)	12
M村	13 (女児)	3 (男児)	0	16
合計	20 男児: 0 女児: 20	4 男児: 4 女児: 0	4 男児: 0 女児: 4	28 女児: 24 男児: 4

注: 調査地の状況に基づき作成。① は、男児しかいない親族の家に預けられている「隠された子ども」である。② は、女児しかいない親族の家に預けられた「隠された子ども」、全部男児である。③ は、産みの母親の実家に預けられている「隠された子ども」。そのうち、何年か後、両親のもとに帰る人が2人、ずっと祖父母に育てられる子どもが2人である。

は様々な問題が存在している。本研究では主に表6で示したH1~H10の10人の「隠された子ども」のケースに基づいて、「隠された子ども」の生活状況を明らかにしていく。

## 1) 現在の生活に特に大きな問題がない「隠された子ども」

「隠された子ども」はほとんど生まれた後すぐどこかに隠されて育てられている。両親に育てられている「隠された子ども」(H8, H9, H10)、男児ないし女児しかいない親族の家に預けて育てられている「隠された子ども」(H1, H2)は、育ての親が子どもをほしかったため、喜んで引き取り、育ての親に可愛がられ、実子同様に育てられている。このような「隠された子ども」の生活には、特に大きな問題はない。しかしインタビューでは他の人から虐められたことは、普通の子どもより多いことがわかった。

また、筆者が2000年3月に行った「隠された子ども」のアンケート調査<sup>\*10</sup>によると、18人の調査対象

の中で、現在の生活に対する質問項目に、「幸せでない」と回答した人は6人で、そのうち「隠された子ども」は5人、普通の子どもは1人であった。また、「どちらでもない」と感じる子どもは3人、そのうち「隠された子ども」が2人、普通の子どもは1人である。「隠された子ども」は普通の子どもより生活への満足度は低いと言える。

「隠された子ども」の育ての親と産みの親たちは、子どもの教育に悩みを持っている。例えば、「隠された子ども」の養育家庭の多くは産みの親と親戚関係にあるため、養女のしつけや教育に対して、産みの親たちに気がねして、自分の子どものように厳しく教育できない(H1, H2)。

A1「この子(H1)はとてもわがままでした。私に言い返すことが多く、私は本当に怒りました。でも、自分が産んだ子どもではない。実子である2人の息子が小さい時、私が怒っても誰も私に言い返すことをしなかった。でも養女を厳しく教育したら、彼女の両親はどう思うでしょう。」

産みの親は自分の娘を養女に行かせたが、その子どもの教育に関心を持ち続けている。例えば、B1は自分の姉(養育者)が娘に高い教育を受けさせないことに不満をもっている。

B1「娘(H6)は姉が育てているが、姉は自分の子どもは中学校卒業まで行かせたのに、私の娘は小学校を卒業したら、家の手伝いをさせられました。いつも娘に彼女の孫の面倒をみさせます。やはり自分の孫は私の娘より大事ですよ。自分の娘だったら、少なくとも中学校まで行かせるでしょう。」

## 2) 生活に大きな問題がある「隠された子ども」

生活に大きな問題がある「隠された子ども」は、主に養育者が仕方なく、引き取って育てている子どもである。例えば、産みの母親の実家に預けられている

\*10 2000年3月、N村小学校では、作為抽出方法で、18人(そのうち「隠された子ども」は8人、普通の子どもは10人)を対象として、アンケート調査を行った。

表6. 「隠された子ども」に関する情報源と「隠された子ども」の生活実態 (2000年8月現在)

子ども	生年	性別	情報源	「隠された子ども」の生活実態		生活	居住地
H 1	89年	女	A 1 B 2	S 1, K 1 F 1, R 1	産みの親の兄の家 教育・躰厳しくでき ない	普通	N
H 2	89年	女	A 2	同上	同上	教育・躰厳しくでき ない	余裕 N
H 3	90年	女	A 3	同上	産みの母親の叔母の 家に7年, 現在両親 に育てられている	戸籍がなく入学でき ず; 明るくなく, 臆 病で他人の物を盗む	普通 N
H 4	86年	女		同上	産みの母親の実家	戸籍なし, 小学校4 年まで	貧困 N
H 5	85年	女		S 2, K 2 F 1, R 2	産みの母親の実家	小学校6年まで	貧困 M
H 6	80年	女	B 1	S 1, K 1 F 1, R 1	産みの母親の姉の家	小学校6年まで	普通 N
H 7	84年	女	B 3	S 2, K 2 F 1, R 2	8歳まで産みの母親 の実家に預けられ, 8歳以後両親に養育 されている	特に無し 兄弟から虐められた ことがある	余裕 M
H 8	89年	女		S 2, K 2 F 1, R 2	両親に養育されてい る	戸籍なし, 生活貧困	貧困 M
H 9	91年	女		同 H 8	同上	同上	貧困 M
H 10	94年	男		同 H 8	同上	同上	貧困 M

注: ① 中国農村の基礎行政単位村の委員会は主に村長 (S 1, S 2), 会計 (K 1, K 2), 婦女主任 (F 1, F 2) によりなっている。村長と会計は男性で, “婦女主任” は農村基礎組織の女性問題を管理する女性幹部で, 現在主に「計画出産」を管理している。② H 8, H 9 と H 10 は「隠された家族」の子どもである。③ 表 1 に示している人の他に, M 村と N 村の村長, 会計, 婦女主任, 小学校教師 (R 1, R 2), 合計 8 人への聞き取りで得た資料に基づいて整理した。

H 4, H 5, H 7 と親族に 7 年預けられていた H 3 はそのようなケースである。このような「隠された子ども」の生活には主に, ① 教育, ② 差別, などの問題が存在している。

#### ① 子どもの教育問題

「隠された子ども」の教育機会は, 普通の子どもより少ない。まず, 「隠された子ども」の養育家庭の経済状況をみると, 貧困な家庭で養育されている子どもが 5 人いる。そのうち養育家庭に経済的余裕がないので, 学校を中退しなければいけないケースが 2 例 (H 4 と H 5) ある。

例 H 4 (N 村), 女, 1986 年生まれ, 現在祖父母に育てられている。生家は 2 人兄弟の家庭で, 産みの親は長男が生まれたが, もう 1 人子どもがほしかったので, 2 人目の

子どもを妊娠した。「一人っ子政策」によって, 農村では第 1 子が男児の場合は, 特別の要因 (子どもは身体障害があるなど) がなければ, 第 2 子を産むことが許可されない。処罰を免れるため, 産みの親は実家で出産し, 産まれた H 4 をそのまま実家に預けた。1995 年に産みの親が病気で亡くなってから, 父親は来なくなった。H 4 はずっと祖父母に育てられていた。しかし祖父母は現在 70 歳を超え, 農作業に従事できず, 自分の生活費用を息子に提供してもらっている状態であり, H 4 を小学校に行かせるお金もない。学費は半分以上免除されるおかげで, 小学校 4 年まで学校に行くことができたが, その後退学した。

例 H 5 女 1985 年生まれ, 現在祖父母に育てられている。産みの親が早婚 (婚姻法に決められた結婚年齢 20 歳になっていない) で子どもを産むことが許可されなかったため, 親は実家で出産したが, その際, 産みの親が難産で

## 中国農村地域における「隠された子ども」の生活実態

亡くなった。そのためH5は2000年8月までずっと祖父母に育てられた。父親は再婚後、H5に連絡しなくなった。

「祖父母の家がすなわち私の家です。私は今祖父母と母のきょうだいである2番目の叔父の家に住んでおり、私の家には何の家具もなく、家の中で唯一価値があるものと言えは1頭の子牛くらいでしょう。

祖父母の家での3人の生活は苦しいものでした。祖父母は実の親のように私の面倒をみてくれました。私が覚えているのは、4年生になった時、家に本代もなく、祖母があっちこっちで借りて、やっとお金を揃えたことです。祖父母は少しも休まずに、山へ薬草を採りにいったり、アンズの実を採りにいったりして、学校に行かせてくれました。祖父母の家では別のお金の出所はなく、祖父母ともに年をとって、出稼ぎにも行けず、家の中にはお金がありません。…

私は小さい頃からずっと将来医者になる夢を持っています。死にかかっている病人を救い、…ところが私の夢は実現できませんでした。祖母がアンズを採りにいった時転んで足の骨を折ったため、私は学校に通うことができなくなったのでした。」<sup>11</sup>

H5(N村)は小学校を卒業したものの、経済的理由により中学校に行けなかった。H8、H9、H10の家族は全員戸籍がないため、耕作面積を持っておらず、父親の出稼ぎで家族5人の生活を維持しており、家族経済は貧困である。そのような家庭の経済状況は、彼らの将来の教育に影響を及ぼすと予測できる。

また、戸籍がないために入学年齢になっても学校に行くことができない子ども(H3)がいる。

N村とM村に生活している「隠された子ども」の多くは、1995年に国の政策により罰金を支払って戸籍に登録された。しかし、罰金を払えず、今なお戸籍に登録されていない子どもが6人いる。そのうち養育者に養育されている子どもは3人(H3、H4、H5)、産みの親に養育されている子どもは3人(H8、H9、H10)いる。H3は戸籍がないため、入学年齢になっても、入学できなかった例である。

H3は生まれた直後から7歳まで養父母の家に預けられ、その後生家に戻った。しかし、産みの親は他の人に知られたくないので、外へ出さなかったため、友達がなく、家でもきょうだいから虐められた。しかも戸籍がないために、学校に行けなかった。9歳になった時、両親は郷<sup>12</sup>役所の責任者に頼んで承認をもらい、戸籍に登録しないまま初めて学校に行けるようになった。

中国においても、戸籍は人々の重要な証明書であり、

<sup>11</sup> 先生R1から提供していただいたH5の作文「私の家」と「私の夢」による。

<sup>12</sup> 中国農村地域では行政の基本単位である。

戸籍がなければ、中国語で「黒戸」(ヘイフー)と称され、社会に認められない存在である。高等学校以上の入学、就職、結婚の際に、戸籍が必要である。日常的にも、旅行やホテルの宿泊などにも、戸籍証明書が必要である。したがって、中国では戸籍がないことは極めて不利である。「隠された子ども」の中でも戸籍がない子ども(H3、H4、H5、H8、H9、H10)は、教育、就職、結婚などに超えられない壁が存在している。

## ②「隠された子ども」には、女性差別と地域差別という二重差別問題がある

第1に、性差別問題が存在している。

「隠された子ども」には女性ゆえに差別を受け、女兒であるため隠される事例が多くみられた。産みの親の多くは男児願望のため、生まれた子どもが男児である場合、ほとんどは罰金を払って戸籍に登録する。しかし生まれた子どもが女兒である場合は、隠して育てることが多い。この2つの村では「隠された子ども」の総数39名中、84.6%は女兒である(33名)。

第2に、地域的な差別問題が存在している。

調査地域の政策では、「一人っ子政策」にしたがって男児1人しか産まない夫婦に、2人分の耕作面積を分配していた。これに対し、1995年に罰金を払って戸籍に登録された「隠された子ども」は、当地域の政策により、14歳まで耕作面積を与えられないというハンディキャップを抱えている。つまり、「隠された子ども」は登録されても普通の子どもの同等の権利を持たない存在である。

このように当該地域の「隠された子ども」は女性差別と社会的差別の二重差別の構造が存在していることが分かる。

## (2)「隠された子ども」の発生要因

本研究では「隠された子ども」の発生要因を、聞き取り調査に基づき(表7参照)、社会的・文化的要因と家族的・親族的要因にわけて整理し考察する。

特に注目すべき要因として6点を指摘できる。そのうち、社会的・文化的要因としては、①強い男児願望意識、②老後の世話を息子に依存する意識、③「跡継ぎ」意識、④当該地域の政策と政策実施の地域差、などがある。また、家族・親族的要因としては、⑤夫優位の出産に対する意思決定が強く働くこと、⑥親族の援助ネットワークの強さ、が指摘できる。

表7. インタビュー調査の内容と回答

対象者	子どもに関する意識	自分の老後に関する意識	子どもを出す意識と、子どもを受け取る意識
A グループ	1) 3人で十分 (A 1) 2) 1人だったら寂しい, 1人息子と1人娘がいい (A 2) 3) できるなら養女を大学に行かせる (A 1, A 2) 4) 養女に何も期待してない (A 3)	1) 息子に世話してもらおう (A 1, A 2, A 3)	1) 親戚に頼まれて, 自分も女兒が好きだから (A 1, A 2) 2) 親戚に頼まれて, 仕方がない (A 3)
B グループ	1) 3人がいい (B 1) 2) 子ども2人がいい (B 2) 3) どうしても男児が必要である, 息子が生まれた時, 主人は喜んでくれた (B 1, B 2) 4) 女の子がいいと思っています. 娘は親に思いやりがあり, 息子の妻より頼みやすい (B 2) 5) 主人はどうしても男の子がほしいですから, 男の子を産むために, 私は何度も中絶しました (B 3) 6) できるなら長男を大学まで (B 1)	1) 息子に世話してもらおう (B 1) 2) 子どもは将来大変だから自立しかない (B 2)	1) 男の子がほしい (B 1, B 2, B 3) 2) 親戚に預けたら安心であるし, 逢いたいときに逢えるから (B 1, B 2, B 3)
C グループ	1) 男がいると, 鼻が高い (C 1) 2) 主人の方が頑固ですよ, 解雇されても男の子がほしい (C 1) 3) 1人が寂しいから, どうしても男の子がほしい (C 2) 4) 娘が結婚したら子どもの苗字を変えるでしょう. お墓を守ってくれるのは息子です 5) 男の子が1人いるならいいですが, 3人娘で十分です. しかし, 主人はそう考えていません (C 3) 6) 主人のために1人男の子を産みたい. 農村のことを考えると男の子が必要 (C 4) 7) 娘たちを大学に行かせたい (C 4)	1) 息子に世話してもらいたい (C 1, C 2) 2) 娘に世話をしてもらいたい (C 3) 3) 自立しなければならぬ (C 4) 4) 将来のためお金を貯めたほうがいい (C 4)	

注: 調査対象者は次のように分類した. A グループは「隠された子ども」の養育母親, B グループは「隠された子ども」の産みの母親, C グループはその他の結婚女性.

## 1) 社会的・文化的要因

### ① 強い男児願望意識

今回の調査で, 農民自身の話から, 「隠された子ども」が生じる要因として, 強い男児願望意識がうかがわれた. 表7に示したように, 10人の調査者のうち「隠された子ども」の産みの親3人 (B 1, B 2とB 3) が, 男児願望のために, 産まれた女兒を隠して育てている.

調査地域で男児願望意識が強い理由の1つは, 当該地域の農作業が機械化されてなく, 生産力が依然として低いことにある. 中国の広大な農村部では1979年

以降の生産責任制の実施と, 現在の農村の生産力低下とがあいまって, 農村家庭の男児の肉体的な労働力の必要性和経済的価値が高まった. このことは, 農民自身の話によってもうかがわれる.

「農村の実際の状況を見ると分かります. 農村では女子しかないというのはだめです. 井戸を掘ったり, 土地に水をやったり, 農作業をしたりする肉体的労働は女の子にはできないからです.」(B 3)

### ② 老後の世話を息子に依存する意識

「一人っ子政策」実施以降, 農村の人々が考えなければならないことは, 老後の生活を誰に世話してもら

## 中国農村地域における「隠された子ども」の生活実態

表 8. 「隠された子ども」の出生と当該地域の政策と管理の関係  
(2000年8月現在, 単位: 人)

地域	「隠された子ども」の 数と性別	出生期間		
		1979-1984 ①	1985-1990 ②	1991-2000 ③
N村	22 (男児: 3 女児: 19)	3	15	4
M村	17 (男児: 3 女児: 14)	1	12	4
合計	39 (男児: 6 女児: 33)	4	27	8

注: 筆者の調査に基づいて作成。① 1979～1984年の時期, 1979年に「一人っ子政策」が開始される。② 1985～1990年の時期, 政策の緩和時期。③ 1991～2000年8月現在, 政策の整備時期である。

うのかという問題である。

「農村では, 息子がいなければ, 老後はどうなるでしょう。都市は年金もあるし, 生活も便利だし…農村では息子しか老後の頼りがない。」(B1)

老後生活をほとんど子どもに頼らなければならない中国の農村部では, 子ども, 特に男児は老後の生活保障をしてくれる人として期待されている。調査対象者では, 老後の世話を息子に頼ると考えている人が6人(60%)である。

村の統計により, 当該地域では, 2000年8月現在65歳になった人322人のうち316人, 約98.1%を占める高齢者が息子に扶養されている。高齢者が農業に従事できない状態になった場合, 子どもと同居しなくても, 日常生活の食糧や生活費, 病気になった時の治療費など, ほとんど息子が負担し, 娘は負担も分担もしない。娘は生活に余裕があれば, 経済的な面でも部分的に援助するにとどまる。

中国において改革・開放政策が実施された後, 農村では国が老後生活を部分的に世話してくれる社会機能が失われ, 家庭で老人を扶養する必要ができたため, さらに男児選好願望を刺激したと考えられる。

## ③「跡継ぎ」意識

中国において, 「不孝有三, 無後為大」(不孝は三つあり, 一番悪いのは跡継ぎのないことである)という伝統的な意識が人々の意識の中でまだ強く残っている。これは伝統的な儒教文化の影響である。儒教文化の重要なことの1つは, 家は男性の子孫によって継承されるべきだという観念である。調査地では, 父系の血統を重視していることが顕著にみられた(調査対象者10人の中に, 5人(B1, B2, B3, C1, C2)がそのような考え方をもっている)。

「娘が結婚すると, 別の家の人になりますが, 息子はずっと家にいます。私の宝物です。娘は両親のことをいつも考えてくれますが, 結婚したら婿の家族の人になるし, できた子どもも婿の家を継承するでしょう。私たちが年老いて死んだ時, お墓を守ってくれるのは息子ですよ。」(C2)

男児を切望していたC2は, 息子を産むため, 風水を信じて姑のお墓までも移動し, 何度も中絶した。B1の夫は長女を養女に出し, その後息子の誕生により家庭生活は安定するようになった。M村のB3によると, 彼女の夫は息子が生まれるまで, 農業などに何の関心はなく, 息子が生まれてからやっと落ち着いて生活するようになった。

男児を願望するため, 次女を養女に出すB1も「…どうしても男児が必要である, …」と語った。

「跡継ぎ」という伝統的観念の影響で, 女兒しか持たない親はいまでも依然として「跡継ぎ無し」, 「死んだ後の供養を誰もしてくれない」などと他人に言われる。B2が結婚してから夫とずっと仲良く暮らしているが, 長女が生まれた後, 他の人にいやみを言われたので, 彼女の夫はどうしても男児がほしくなり, 次女を自分の兄の家に隠して育てている。

また, C1の夫は2人の娘がいて都市に就職していたが, どうしても男児がほしくて人口政策に違反して男児を産んだため, 19年間勤めた会社を解雇され, 老後が保障される職場から, 農村に戻っていた。C1は夫のことについて次のように語った。

「主人はとても頑固な人です。私は2番目の娘が生まれた時には, 本当にかっかりしました。私は女の子が2人でもいいと思いますよ。退職してから年金もありますし, 老後は保障されているし, でも主人はどうしても男の子がほしかったです。息子を産んでからそのことが会社に知

られてしまい、主人は解雇されてしまいました。農作業は会社より苦勞が多いですが、主人は今まで一度も後悔したことはありません。」(C1)

さらに、女兒を産んだため離婚させられた女性 C3 がいた。

今まで農村における多産についての先行研究では、多産の要因を記述する時、一番目の要因として常に「労働力が必要である」<sup>11)</sup>ことが指摘されているが、今回の調査によってこの地域では、「隠された子ども」が発生する要因に関しては「労働力が必要」、「老後扶養のため」という理由だけでなく、「跡継ぎ」という伝統的な観念の影響が強いことが確かめられた。

#### ④ 当地域の政策と政策実施時期の地域差

「隠された子ども」の有無と多少が、地方の政策と管理によって強く影響されることも調査で明らかになった。地域政策と管理が厳しく実施されている時には「隠された子ども」は少ない。反対に政策が緩い時期「隠された子ども」が多く発生していた。

表 8 に示したように、M 村と N 村の「隠された子ども」の出生現状は、3 つの時代区分に分けられる。第 1 段階は 1979～1984 年、第 2 段階は 1985～1990 年、第 3 段階は、1991～2000 年 8 月現在である。そのうち、第 1 段階と第 3 段階には「隠された子ども」が少ないが、第 2 段階には「隠された子ども」が一番多く発生している。

1979～1984 年は、「一人っ子政策」が実施され始めた段階であり、その時期に調査地域では、「一人っ子政策」に従って、子どもを 1 人しか産まない夫婦に、子ども 1 人に 2 人分の耕作地を与え、家を建てる時に優遇政策を与えていた。また、他方で「計画外出産の子ども」には、500～1,500 元の罰金を払わなければならない、しかも罰金を払っても子どもが 14 歳になるまでは耕作地を与えられない。第一次産業で生活を維持し、年収が低い当該地域の農民に対して、現実の生活のためもう 1 人子どもを産むという考えを抑えたのであった。

1984 年から国際世論や農村では厳しい取り締まりが困難である現状を踏まえ、中国政府は第二子出産条件の拡大・緩和策へと転換した。具体的には、「農村で女兒 1 人しか出産しておらず、第二子の出産を望む場合それを認める」ことが追記され、実質的には「農民戸籍者」<sup>\*13)</sup>に対する 2 子政策に転じた。この背景の下で、当該地域の管理も緩和された。

B2 は「…その時村では、『計画外出産の子ども』が多か

った。生まれた子どもをこっそり親戚に預けている人も多い。村の責任者が『一人っ子政策』に違反したことが分かって、なんの処罰もしないので、私たちが産まれた次女を同じ村の不妊夫婦に養女に出して、もう 1 人の子どもを産むことを決めました…」と語った。

また幹部の中には、男児願望で「一人っ子政策」に反して子どもを産んだ親たちに同情し、子どもを親戚に預ける人を処罰しなかった者が多かった。加えて、分配可能な耕作面積が不足していたため、この時期に「一人っ子」への耕作地が 1.5 人分になった。以上の影響で、1985～1990 年の間に「隠された子ども」が多く産まれた。

1991 年以降は、国家政策の国民への浸透、村民生活レベルの上昇により、「隠された子ども」が徐々に減少した。

第 1 に、結婚年齢に達していない人には結婚証明書を発行しない、第 2 に、既婚女性は 3 カ月ごとに郷の病院で妊娠しているかどうかをチェックする、第 3 に、「一人っ子政策」に違反して産まれた子どもに 5,000～10,000 元の高額の罰金政策を実施するというのがこの政策の内容である。

#### 2) 家族・親族的要因

##### ⑤ 出産に関わる意思決定に関する妻より夫の意向の強さ

中国全国女性連合会と国家統計局が 1990 年に行った「中国女性の社会的地位の調査」によれば、家庭内での重要な権利について、都市部と農村部とに関わらず、女性を中心になって決定することの割合は、男性に常に及ばず、権利のバランスは、男性の方に大きく傾いている。全体からみると、家庭内での重大事項を決定する際に、夫婦が共同で決めることが、一般的になりつつあるが、男性の家庭内での地位は女性より高いことが明らかにされている<sup>8)</sup>。今回の調査でも、農村女性の社会的地位は昔よりは高くなったものの、家庭内地位はまだ低く、都市部女性が達成したレベルには及んでいない。特に子どもを産むことに関しての意思決定は、男性の方が絶対的に優位であった。夫の意思に従って次女を隠した B2 と次女と 3 女を隠した B3 の例をみてみよう。

B2 「2 番目の娘を産んだ時、主人は男児願望を持ってい

\*13) 中国では都市部と農村の二元的社会構造による農業戸口と非農業戸口の二分類がもっとも基本的区分である。農民戸籍を持っている人より、非農民戸籍を持っている人の社会地位が高い。

## 中国農村地域における「隠された子ども」の生活実態

たので、2番目の娘が生まれた次の日に実家の兄の家に預けに行きました。でも私は本当に辛かった。娘が2人いるのはいいことだと思うのに、私は女の子が好きです。」

B3「…2番目の子どもはまた女の子だったが、主人はどうしても男の子がほしかったので、もう1人の子どもを産む資格をもらうため、2番目の娘を主人の兄の家に養女に行かせた。その後私は何度も中絶したことがあります。3番目の娘を産んだ後、すぐ実家の母に預けに行きました。幸い今回男の子が生まれました。」

調査対象者の中には子どもの出産に関して、自分よりも夫が決める場合が多かった。夫の意思に背いたため、虐待され、離婚させられた女性(C3)もいる。女性にとって男児を出産することは、家庭内の地位を高める1つの手段になっている。

「私は息子が生まれるまで、夫の前で話をする時、立場が弱いと感じていた。農村では男の子がいなければ、威張ることができないのですよ。男の子を産んだ女性も主人と主人の家族から大事にしてもらえます。」(B3)

「隠された子ども」の産み親からは「夫のほうは男の子がほしい」(B1)、「主人はメンツのためにどうしても男の子がほしいですから…」(B2)、「主人はどうしても男の子がほしかったから、息子が産まれなかった時、何もする気がなかったです…」(B3)という言葉が聞かれた。

女性の地位が高くなってきた現代においても、農村ではなお女性は出産に関する意思決定権が小さく、自分で決められない場合がかなりある。中国農村の女性の地位はまだ低い。調査対象者から、「当家的<sup>\*14</sup>(ダンジャディ)はどうしても男児がほしいですから」「主人は周りのプレッシャーを感じているから、どうしても男児がほしいです」という声が聞かれ、このような話から、妻より夫の意向の強さが「隠された子ども」の発生に強く影響していることが分かった。

#### ⑥ 親族の援助的なネットワークの強さ

「隠された子ども」を受け入れ育てる親族や知人の援助的なネットワークが存在している。すなわち農村部では、血縁、地縁に基づく生活資源が「隠された子ども」の生存場所を提供している。

若林は「黒孩子」に関して「一切の公的な支援から除外され、教育や就職時に著しい不利益を被る」<sup>\*15</sup>と指摘した。しかし本研究では当該地域に生活している

「隠された子ども」の生活実態の調査により、「隠された子ども」の中で戸籍がない「黒孩子」の大部分は普通の子どもの同じように学校に通っていることがわかった。さらに生活に困っている「黒孩子」には授業料が免除されていた。調査によってこの地域の親族ネットワークが「隠された子ども」の存在に大きな影響を与えていることもわかった。

第1に、この地域では通婚圏が狭い。ほとんどの人々は同じ村や隣接の村で結婚の相手を選択する。村内で生活している同士の間には何らかの親族関係がある。このため村民と村の責任者たちは、学校に行けない「隠された子ども」に対する授業料の免除にも肯定的な意識を持っている。

第2に、親戚の間に強力的な相互扶養的なネットワークが機能している。調査対象者の意識として、困ったことがある時、自分が頼みやすいのは、自分の親族であるという考え方もみられた。表3に示したように、調査地域の39名の「隠された子ども」の28名、約72%が親族の家で養育されている。このような血縁、地縁的な援助的なネットワークが「隠された子ども」の発生に大きな影響を与えている可能性がある。

中国では社会主義制度が確立した後、生産方式の変化とともに、生存のための資源を提供する主体は親族組織から国家に変化した。しかし、1978年の経済改革開放政策の実施によって、「生産請負制は生産と家庭を再び結びつけ、家庭の強化はまた農村の親族組織の強化と結びついたのだ」<sup>9)</sup>。中国数千年来の親族思想は近代化を進める「改革開放路線」の中で復活し、少なくとも当面中国人口の7割を占めている中国農村地域において、重要な役割を果たしている。「一人っ子政策」が強化されても、中国の農村部で「隠された子ども」が依然として多く発生した背景には、農村部では「隠された子ども」を受け入れ育てる社会システム、親族の援助ネットワークが存在しているからだと考えられるのである。

#### 4. 終わりに

今回の調査結果を踏まえると、今後中国の社会的な課題は3つにまとめられる。

<sup>\*14</sup>「当家的」は、様々な意味がある。ある調査対象者は自分の主人を「当家的」と称する。この言い方はここで家の大事なことを決定する時、主人は決定権を持っている意味合いがある。

<sup>\*15</sup>若林敬子は「『黒孩子』の境遇は多くの場合、学校にも行けず、一切の公的支援から除外され、もとの職業にも就けない彼や彼女らに、希望に満ちた未来が存在するはずがありません。」というように悲しい存在であることを指摘している(若林1994, 109-113)。

第1は、教育問題である。

調査地域における「隠された子ども」の多くは女兒であり、「隠された子ども」の教育機会は普通の子どもより少ない。経済発展が進んでいる中国では高い教育を受けなければ、将来就職する時、不利を被ると予測され、将来にわたって新しい貧困が生まれることになりうる。したがって、「隠された子ども」の教育問題を解決する必要がある。

第2に、残存している「跡継ぎ」という家父長的な意識を変革するために、農村における老後保障制度の整備の必要性があげられる。

中国の現在の農村地域ではほとんど老後保障制度は整備されていないので、老後の生活に子どもを頼らなければいけない。今後少子化、高齢化社会の進展にともなって、経済発展がまだ進んでいない農村地域ではどう対応するのだろうか。農村部の「人口問題」を解決するためには、老後保障制度の整備を考えることが必要である。

第3は、女性の地位の向上を目指すべきである。

社会的に弱い立場に立っている女性の地位向上をはかり、女性の経済的独立能力を高めることと、農村女性の教育レベルを向上させることは、農村地域に存在している「隠された子ども」の問題を解決するための

重要な政策である。中国は農村人口が総人口の63.9%を占めており、その農村地域における家庭内の男女平等を実現し、女性の地位を高めることが人口問題を解決する緊要な課題であると考えられる。

#### 引用文献

- 1) 梁中堂, 閻海琴:『中国農村婦女早婚早育和多胎生育問題研究』, 山西高校連合出版社, 77 (1992)
- 2) 梁中堂, 閻海琴:『中国農村婦女早婚早育和多胎生育問題研究』, 山西高校連合出版社, 282 (1992)
- 3) 鄭曉英:『中国女性人口問題与發展』, 北京大学出版社, 246 (1995)
- 4) 梁中堂, 閻海琴:『中国農村婦女早婚早育和多胎生育問題研究』, 山西高校連合出版社, 283 (1992)
- 5) 趙立仁, 朱楚珠:『農村第二胎生育研究』, 人口研究, 4号, 36-39 (1982)
- 6) 若林敬子:『中国 人口超大国のゆくえ』, 岩波新書, 113 (1994)
- 7) 遼寧省統計局編:『遼寧省 1998 年統計年鑑』, 中国統計出版 (1999)
- 8) 中国全国婦女連合会中国女性研究所(編):『中国婦女社会地位概観』, 中国婦女出版社 (1993) (山下威士, 山下泰子訳:『中国の婦女』, 尚学社, 226 (1995))
- 9) 王濂寧:『当代中国村落家族文化:对中国社会現代化の一項探索』, 上海人民出版社, 132 (1991)